

関係団体 各位

山形県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけ変更に伴う  
今後の医療提供体制及び感染対策の考え方等について（依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大な御尽力を頂き、厚く  
お礼申し上げます。

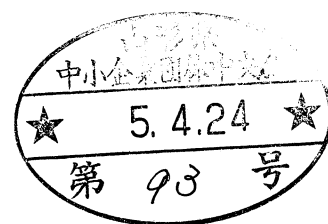
この度、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づ  
けが5類感染症に変更されることに伴い、別添のとおり、令和5年5月8日以降の  
「医療提供体制」及び「感染症法上の位置づけ変更後の感染対策の考え方」を決定  
しました。

また、政府対策本部廃止の日をもって「山形県新型コロナウイルス感染症に係  
る危機対策本部」を廃止し、併せて、下記の実施について終了することを決定  
したところです。

事業者の皆様には、このことを御承知いただくとともに、趣旨を御理解のうえ、  
適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

- 本県における新型コロナ対応の目安
- 県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い
- 山形県「新・生活様式」宣言
- イベント等の開催に関する基本方針
- 山形県新型コロナ対策認証制度
- 新型コロナ対策宣言店応援事業



〔担当〕

山形県産業労働部産業創造振興課

課長補佐 柿崎

TEL:023-630-2134

関係団体 各位

山形県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけ変更に伴う  
今後の医療提供体制及び感染対策の考え方等について（依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大な御尽力を頂き、厚く  
お礼申し上げます。

この度、令和 5 年 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づ  
けが 5 類感染症に変更されることに伴い、別添のとおり、令和 5 年 5 月 8 日以降の  
「医療提供体制」及び「感染症法上の位置づけ変更後の感染対策の考え方」を決定  
しました。

また、政府対策本部廃止の日をもって「山形県新型コロナウイルス感染症に係  
る危機対策本部」を廃止し、併せて、下記の実施について終了することを決定  
したところです。

事業者の皆様には、このことを御承知いただくとともに、趣旨を御理解のうえ、  
適切に御対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 本県における新型コロナ対応の目安
- 県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い
- 山形県「新・生活様式」宣言
- イベント等の開催に関する基本方針
- 山形県新型コロナ対策認証制度
- 新型コロナ対策宣言店応援事業

〔担当〕

山形県産業労働部産業創造振興課

課長補佐 柿崎

TEL:023-630-2134

令和5年4月20日  
山形県新型コロナウイルス  
感染症に係る危機対策本部

事業者各位

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部  
本部長 吉村 美栄子

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけ変更に伴う  
今後の医療提供体制及び感染対策の考え方等について（依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大な御尽力を頂き、厚く  
お礼申し上げます。

この度、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づ  
けが5類感染症に変更されることに伴い、別添のとおり、令和5年5月8日以降の  
「医療提供体制」及び「感染症法上の位置づけ変更後の感染対策の考え方」を決定し  
ました。

また、政府対策本部廃止の日をもって「山形県新型コロナウイルス感染症に係る  
危機対策本部」を廃止し、併せて、下記の実施について終了することを決定した  
ところです。

事業者の皆様には、このことを御承知いただくとともに、趣旨を御理解のうえ、  
適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

- 本県における新型コロナ対応の目安
- 県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い
- 山形県「新・生活様式」宣言
- イベント等の開催に関する基本方針
- 山形県新型コロナ対策認証制度
- 新型コロナ対策宣言店応援事業

# 新型コロナウイルスの5類感染症への位置づけ変更について



令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更され、季節性インフルエンザと同様の取扱いになります。

## <変更のポイント>

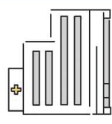
外出等の制限がなくなります



発生届や陽性者登録がなくなります



治療費に自己負担額が生じます



5月7日まで

5月8日以降

検査・外来・入院・薬の費用に関すること	
検査	公費負担
外来医療費	公費負担（コロナ陽性診断後） ただし、初診料は自己負担
入院医療費	公費負担（医療費・食事代） 自己負担 ※9月末まで高額療養費制度の自己負担限度額から最大2万円減額
外出制限等に関すること	
外出制限	外出自粛を要請 （個人の判断になります）
療養期間・待機期間	療養期間の目安 発症後5日間 （かつ、症状軽快後24時間） 濃厚接触者としての外出自粛は求められません
宿泊療養	宿泊療養施設を確保 外出制限がなくなるため、終了
食料支援	希望者に食料品を配達 外出制限がなくなるため、終了

※上記は、政府の最終決定を踏まえての対応となります

5月7日まで

5月8日以降

患者支援等に関すること	
相談窓口	・受診相談コールセンター ・陽性者健康フォローアップセンター
外来医療機関	診療・検査医療機関 発生届の対象者は保健所で健康観察を実施
健康観察	発生届の出されなくなるため、健康観察は終了
検査体制	・薬局等での無料検査 ・PCR自主検査センター（河北病院・荘内病院）
陽性登録	発生届対象外の方の登録を受付（自己検査・医療機関受診者）
ワクチン接種に関すること	
ワクチン	希望者に接種（自己負担なし） 令和5年度は無料接種を継続（別紙を参照） ※ワクチン接種についてはお住まいの市町村にお問合せください。
感染者の把握に関すること	
発生届	発生届は出されなくなります
感染者数	定点医療機関の報告で感染動向を把握 週1回公表（毎日の感染者数の公表は終了）

## 新型コロナウイルスセンター <5/8~運用>

☎ 0120-567-690 (24時間受付)

新型コロナウイルスが疑われる場合の受診相談、自宅療養中の健康相談、後遺症に関する相談

### その他の相談窓口

- こちらの健康に関する相談  
県精神保健福祉センター  
(平日9:00~12:00, 13:00~17:00)  
023-631-7060
- 聴覚・言語障がいのある方のご相談  
県コロナ収束総合対策室 (FAX)  
023-625-4294  
(平日8:30~17:15)
- ワクチンの副反応等に関するご相談  
県ワクチンコールセンター  
(8:30~18:00 土日祝日も含む)  
0120-567-690



【山形県新型コロナウイルスポータルサイト】  
新型コロナウイルスに関する情報はこちらから

山形県 健康福祉部 健康福祉企画課 コロナ収束総合対策室

電話 023-630-2315 FAX 023-625-4294

令和5年度も、すべての方が自己負担なしで新型コロナワクチンを接種できます。

## ■初回接種※を終えている5歳以上の方※ワクチン接種の考え方は下記参照

追加接種	R5春開始 接種 (オミクロン株対応2価ワクチン)	R5秋開始 接種 (使用ワクチンは今後検討)		
65歳以上の 高齢者	5月8日から	9月から		
基礎疾患のある方			○	○
医療従事者・ 介護従事者等			○	○
上記以外の方			接種対象外	○

(5歳～11歳の方は9月末までオミクロン株対応2価ワクチンを接種可能)

## ■初回接種をまだ終わっていない方

初回接種 (生後6か月以上)	○ (従来型ワクチン使用)
-------------------	---------------

## 【参考】「初回接種」と「追加接種」の考え方 (イメージ)

	初回接種	追加接種
12歳以上	<p>2回</p> <p>1回目接種      2回目接種</p> <p>3～4週間の間隔※</p> <p>※ワクチンの種類(メーカー)により異なる</p>	<p>前回接種完了から3か月以上が経過した後に接種</p> <p>&lt;現在の最大接種回数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳以上 . . . . . 5回</li> <li>・18歳以上の基礎疾患がある方 . . . 5回</li> <li>・医療従事者、介護従事者等 . . . . . 5回</li> <li>・上記以外の方 . . . . . 4回</li> </ul>
5～11歳	<p>2回</p> <p>1回目接種      2回目接種</p> <p>3週間の間隔</p>	<p>前回接種完了から3か月以上が経過した後に接種</p> <p>&lt;現在の最大接種回数&gt;</p> <p>4回</p>
生後6か月～4歳	<p>3回</p> <p>1回目接種   2回目接種   3回目接種</p> <p>3週間の間隔      8週間以上</p>	<p>未定</p>

注：接種回数や接種証明などワクチン接種については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

政府の基本的対処方針や業種別ガイドラインが廃止されることや、政府の変更方針を踏まえ、5月8日以降の日常における基本的感染対策についての考え方は以下のとおりとする。

- ① 基本的感染対策については、**主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる**ことを基本とする。
- ② 県として一律に感染対策を求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むものとする。県は、政府から提供される**個人や事業者の判断に資する情報の周知**に努める。
- ③ 特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等については、引き続き**政府から提供される感染対策に関する情報に十分留意**する。

## 《政府の基本的感染対策に関する変更方針》

	現在	今後（5月8日以降）
新型コロナの感染対策の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	・新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、人と人との距離確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等	・基本的対処方針は廃止 ・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	・事業者による業種別ガイドラインの作成 ・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	・業種別ガイドラインは廃止 ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することを妨げない ・事業者の判断、自主的な取組

## 【参考】感染対策実施にあたっての考え方（政府からの事前の情報提供）

- 基本的感染対策については、今後、政府として一律に対応を求めることはせず、政府は以下の内容を情報提供し、個人や事業者が自主的に判断して実施する。

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本 医療機関や高齢者施設等への訪問時、混雑したバスや電車への乗車時等にはマスク着用を推奨
手洗い等の手指衛生、換気	新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
「三つの密」の回避、人と人との距離の確保	流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

- 事業者においては、以下の対策の効果や考え方等を踏まえ、各事業者で実施の要否を判断する。  
政府としては、一律に対応を求めることはせず、各事業者の判断に資するものとして、以下のものを示していく。

対応（例）	対策の効果など	今後の考え方
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性	対策の効果（左欄参照）、機械設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断
入り口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果 希望する者に対し手指消毒の機会の提供	
アクリル板、ビニールシートなどのパーティション（仕切り）の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要	

※上記は、政府の最終決定を踏まえての対応となります。

## 山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の廃止 等について

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられることに伴い政府対策本部が廃止されることから、政府対策本部廃止の日をもって「山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」を廃止する。（対策本部廃止後は、必要に応じて調整会議等を開催）

また、政府の基本的対処方針及び業種別ガイドラインが廃止されることから、同方針等に基づき実施する以下の取組み等についても、同方針等が廃止される日をもって終了する。

### 〔取組み〕

- ・ 本県における新型コロナ対応の目安（注意・警戒レベル）
- ・ 県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い
- ・ 山形県「新・生活様式」宣言
- ・ イベント等の開催に関する基本方針
- ・ 山形県新型コロナウイルス対策認証制度
- ・ 新型コロナウイルス対策宣言店応援事業（木製プレート配布事業）

### 〔組 織〕

- ・ 新型コロナワクチン接種総合本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

（都道府県対策本部の廃止）

第25条 第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

以上

※上記は、政府の最終決定を踏まえての対応となります。